

道路交通法等の一部改正

令和4年10月1日施行

停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外する対象の拡大に関する規定の整備

法改正により、

- ▶ 地方公共団体による行政サービスとして無償運送を行う自動車
 - ▶ 病院、介護施設、教育施設等に住民を無償で送迎する自動車
- など、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用な自動車については、
- ▶ 関係者が合意し、その旨を都道府県公安委員会が公示した場合
- 乗合自動車の停留所における駐停車禁止の対象から除外されます。

安全運転管理者に関する規定の整備

- ✓ 安全運転管理者の選任義務の対象外となる自動車の使用者の範囲の拡大
自家用有償旅客運送者は、選任義務の対象となる自動車の使用者から除かれます。
- ✓ 安全運転管理者を選任する自動車の使用者の義務等に係る規定の整備
 - 自動車の使用者の義務として、安全運転管理者に対し、安全運転管理者の業務を行うために必要な権限を与えることに加え、その業務を行うために必要な機材を整備しなければならない旨が規定されます。
 - 自動車の使用者が上記の義務を遵守していないため、自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、公安委員会において、自動車の使用者に対し、是正措置命令をすることができる旨の規定が新設され、是正措置命令に従わなかった場合には罰則が適用されます。
 - 安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則の引き上げ等

□ 安全運転管理者等の選任義務違反	「5万円以下の罰金」から
□ 安全運転管理者等の解任命令違反	「50万円以下の罰金」に引き上げ
□ 是正措置命令違反(新設)	「50万円以下の罰金」
□ 安全運転管理者等届出義務違反	「2万円以下の罰金又は科料」から 「5万円以下の罰金」に引き上げ

アルコール検知器使用義務化規定の読替え

安全運転管理者の業務の拡充に伴い、令和4年10月1日から、アルコール検知器を使用した酒気帯び確認が義務化される予定でしたが、諸般の事情により、当分の間、義務化とせず、読替えにより、引き続き目視等による確認が継続されることとなりました。

本読替えについては、アルコール検知器の使用を妨げるものではありませんので、入手されている事業所等におかれましては、検知器を活用した酒気帯び確認をお願いします。